

ちょっと暮らし滞在施設事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移住促進及び関係人口の創出のため、旭川市での生活体験を希望する者に対して、その滞在拠点を提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 施設

移住促進及び関係人口の創出のため、生活体験に供することのできる施設をいう。

(2) 長期滞在施設

施設のうち、1月以上の滞在を利用条件とするものをいう。

(3) 短中期滞在施設

施設のうち、1月未満の滞在が可能なものをいう。

(4) 登録施設

第4条第1項の規定により、会長が適当と認め、登録した施設をいう。

(5) 移住等検討者

旭川市への移住又は二地域居住について相談を行ったことがある市外在住者をいう。

(登録施設の要件)

第3条 登録施設は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）、旅館業法（昭和23年法律第138号）、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）その他関係法令、通達等に適合したものであること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号の営業を行う施設に該当しないものであること。
- (3) 冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、カーテン及びベッド又は寝具を備えていること。
- (4) 本事業のために当該施設を専有することは要さないが、可能な限り希望者の受入れに対応できるものであること。
- (5) その他会長が必要と認める要件を満たすものであること。

(施設の登録等)

第4条 会長は、別に定める方法により施設の公募を行うものとし、当該施設の運営者から本事業の目的を達成するため、運営する施設の登録申請があった場合は、当該公募における条件及び前条各号に掲げる要件の全てを満たしているかを確認した上で、適当と認められる場合に登録を行うものとする。

2 会長は、登録施設が前条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき及び本事業の趣旨にそぐわないものと認めるときは、前項の登録を取り消すことができる。

3 会長は、前2項の規定により施設を登録し、及び登録を取り消したときは、その旨を登録施

設の運営者（以下「登録施設運営者」という。）に対して通知する。

- 4 会長は、登録施設運営者から、当該登録施設の供用を中止する旨の申出を受けたときは、第1項の登録を解除することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定による取消し及び解除を行う際、現に当該登録施設を利用する者がいる場合は、当該利用する者に損害が生じることがないように、会長及び当該登録施設運営者双方協議の上、その対応を行うものとする。

（調査及び報告の求め）

第5条 会長は、前条第1項の登録に関し必要があると認めるときは、施設の運営者及び登録施設運営者に対し報告を求め、官公署に必要な書類を閲覧させ、又はその内容を記録させることを求めることができる。

（登録施設の周知）

第6条 会長は、登録施設について、各種情報媒体を通じ広く周知することに努めるものとする。

（登録施設の使用料等）

- 第7条 登録施設の滞在に係る使用料等（賃料（入退去時の必要経費を含む。）及びその他施設使用に係る経費をいう。）は、実勢価格及び本事業の趣旨を勘案しながら、登録施設運営者が定めるものとする。
- 2 前条の使用料等は、滞在期間中の光熱水費等の当該使用料等に該当しない経費を含めることができる。

（利用対象者）

第8条 施設を利用する者は、次の各号に掲げる事項の全てを満たす者とする。

- (1) 移住等検討者若しくは市外在住者又は旭川市以外の旭川大雪連携中枢都市圏構成自治体（鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町をいう。）への移住を検討し、又は関係人口としての生活体験を目的とする者。
- (2) 前条の使用料等の支払能力を有する者。
- (3) 利用者のいずれも暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 登録施設運営者が定める登録施設の利用規則を遵守することができる者。
- (5) その他会長が必要と認める要件を満たす者。

（利用申込）

第9条 登録施設の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）及び登録施設運営者は、次の各号に掲げる登録施設の区分に応じて、当該各号に定める方法により登録施設の利用を行うこととする。

- (1) 長期滞在施設

ア 原則として、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を

利用する方法)により利用申込を行うものとする。ただし、この方法により難しい場合は、書面により行うことができる。

イ 会長は、アの規定により利用希望者からの申込みがあったときは、前条各号に掲げる事項の全てを満たすか審査し、当該事項を満たすと認めた場合は、その旨当該利用希望者へ通知するとともに、登録施設運営者へ引き継ぐものとする。

ウ 会長から引継ぎを受けた登録施設運営者は、イの通知があった者へ連絡し、当該登録施設の利用に必要な手続を行うこととする。この場合において登録施設運営者は、手続の進捗状況、登録施設の利用予定等、必要な情報について会長へ情報提供を行うものとする。

(2) 短中期滞在施設

利用希望者は、登録施設運営者が指定する方法により、直接当該登録施設へ利用申込を行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項については、協議会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月11日から施行する。ただし、第4条の規定は令和7年1月17日から施行する。

(準備行為)

- 2 施設の登録又はこの要綱に基づく事業の実施のために必要な試行等の準備行為は、第4条の施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年1月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正日前において、既に生活体験を目的として供用している施設については、第4条第1項による登録があったものとみなす。